

5 救援に関する資料

5 - 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準

平成16年厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）につい

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

ては、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(1) 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,326,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たり規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,326,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 17,300円 | 22,300円 | 32,800円 | 39,300円 | 49,800円 | 7,300円 |
| 冬季 | 28,600円 | 37,000円 | 51,600円 | 60,500円 | 75,900円 | 10,400円 |

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50万円以内とすること。

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時性の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障しているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運ばこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のため輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

資料編

5 救援に関する資料

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

5 - 2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年総務省令第44号)

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するみに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | |
|--|-------------------------|
| 氏名 | |
| フリガナ | |
| 出生の年月日 | 年 月 日 |
| 男女の別 | 男 女 |
| 住所（郵便番号を含む。） | 〒 |
| 国籍 | 日本 その他（ ） |
| その他個人を識別するための情報 | |
| 負傷（疾病）の該当 | 負 傷 非 該 当 |
| 負傷又は疾病の状況 | |
| 現在の居所 | |
| 連絡先その他必要情報 | |
| 親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。 | 回 答 を 希 望 し ない |
| 知人からの照会があれば～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。 | 回 答 を 希 望 し ない |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。 | 同 意 す る 同 意 し ない |
| 備考 | |

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死者住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | |
|--|-------------------|
| 氏名 | |
| フリガナ | |
| 出生の年月日 | 年 月 日 |
| 男女の別 | 男 女 |
| 住所（郵便番号を含む。） | 〒 |
| 国籍 | 日本 その他（ ） |
| その他個人を識別するための情報 | |
| 死亡の日時、場所及び状況 | |
| 遺体が安置されている場所 | |
| 連絡先その他必要情報 | |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。 | 同意する 同意しない |
| 備考 | |

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

| | | | |
|---------|--|-----|--|
| の同意回答者名 | | 連絡先 | |
| 同意回答者住所 | | 続柄 | |

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名：

| ①氏名 | ②フリガナ | ③出生の年月日 | ④男女の別 | ⑤住所 | ⑥国籍 | ⑦その他の個人を識別するための情報 | ⑧負傷(疾病)の該当 | ⑨負傷又は疾病の状況 | ⑩現在の居所 | ⑪連絡先その他の必要情報 | ⑫親族・同居者への回答の希望 | ⑬知人への回答の希望 | ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 | 備考 |
|-----|-------|---------|-------|-----|-----|-------------------|------------|------------|--------|--------------|----------------|------------|---------------------------|----|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

5-2-5

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

| | | |
|---|---|--|
| 年 月 日 | | |
| 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) | | |
| 申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____ | | |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 | | |
| 照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。) | 被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 () | |
| 備 考 | | |
| 被照会者を特定するために必要な事項 | 氏 名 | |
| | フリガナ | |
| | 出生の年月日 | |
| | 男 女 の 別 | |
| | 住 所 | |
| | 国 籍 (国籍を有しない者に限る) | 日本 その他 () |
| | その他個人を識別するための情報 | |
| 申請者の確認 | | |
| 備 考 | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないでください。

資料編

5 救援に関する資料

2 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

| | | |
|-------------------------------------|----------------------|--|
| 年 月 日 | | |
| 殿 | | |
| 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) | | |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 | | |
| 避難住民に該当するか否かの別 | | |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別 | | |
| 被 照 会 者 | 氏 名 | |
| | フリガナ | |
| | 出生の年月日 | |
| | 男 女 の 別 | |
| | 住 所 | |
| | 国 籍 (国籍を有しない者に限る) | 日本 その他 () |
| | その他個人を識別 するための情報 | |
| | 現在の居所 | |
| | 負傷又は疾病の状況 | |
| | 連絡先その他必要情報 | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5 - 3 神奈川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県医療救護計画に定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

2 定義

この計画に置いて「広域火葬」とは、大規模災害により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害により広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

4 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

第2 事前対策計画

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

また、火葬場を設置する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）に対しても、同様の扱いとする。

(1) 県内及び近隣都県（関東地方知事会、関東甲信越静岡ブロック環境衛生主管課長会及び八都県市首脳会議を構成する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項

(2) 市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びそ

の他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害時の遺体の取扱い体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 一部事務組合は、災害時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町と協議し、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 民間の火葬場設置者にあつては、災害時の火葬受入体制、情報伝達等の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、前記(1)から(3)までに關して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に係る措置を講じておくものとする。

- (1) 災害時に使用する遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項
- (2) 発災時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結
- (3) 遺体の搬送及び資器材の搬送に使用を予定している車両については、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に確認を受けておくものとする。

4 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火災の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 広域火葬の模擬計画及び訓練

- (1) 市町村及び火葬場設置者は災害の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。

ア 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底

イ 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

第3 発災時対応計画

1 広域火葬支援班の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援班を保健福祉部環境衛生課に設置（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本

部とする。)し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握

(1) 火葬場を設置する市町及び一部事務組合(以下「火葬場設置市町等」という。)は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出勤の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。

(3) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

(4) 県は、前記(2)及び(3)の報告並びに神奈川県防災情報ネットワークシステムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県(以下「他の道府県」という。)への応援要請を依頼するものとする。

(4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で大規模災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生省より他の道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

(6) 民間の火葬場設置者は、前記(4)及び(5)と同様の対応に努めるものとする。

4 火葬場の割振り及び調整

(1) 県は、火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。

(2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。

(3) 被災市町村は、被災規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

(2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼するものとする。

(4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で大規模災害が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

(6) 民間の火葬場設置者は、前記(4)及び(5)と同様の対応に努めるものとする。

6 遺体の取扱い

(1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行動する。

(2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに係る必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県は前記(2)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。

(4) 被災市町村は、前記(2)により遺体を取扱う場合は、別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン(案)」を実施基準として行うものとする。

7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

資料編

5 救援に関する資料

3 神奈川県広域火葬計画

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

10 火葬に係る特例的取扱い

(1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

11 火葬状況の報告

(1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。

(2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等(前記(1)の報告を行った市町を除く。)及び民間の火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

12 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとする。

附 則

この計画は、平成10年12月24日から適用する。

附 則

この計画は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成15年4月1日から適用する。

資料編

5 救援に関する資料

3 神奈川県広域火葬計画

附 則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

資料編

5 救援に関する資料

4 防災倉庫備蓄品

5 - 4 防災倉庫備蓄品

平成19年4月1日現在

市役所防災資機材倉庫

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------|----|
| 発動発電機 | 800W | 3 | |
| 投光器 | 300W | 5 | |
| コードリール | 25M | 4 | |
| 延長用コードリール | 30M | 1 | |
| 投光器用三脚 | | 4 | |
| 発電機用工具 | | 2 | |
| 回転灯(大) | 40W | 1 | |
| 回転灯(小) | 12W | 4 | |
| 回転灯用三脚(大) | | 4 | |
| 回転灯受皿 | | 3 | |
| かけや | 木製丸型 | 8 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 5 | |
| 金てこ | 32mm×1,800mm | 52 | |
| のこぎり | 33cm | 5 | |
| かま | | 3 | |
| 両口つるはし | | 4 | |
| 角スコップ | | 10 | |
| 丸スコップ | | 10 | |
| 加工番線 | 200本入 | 1 | |
| 安全帯 | | 4 | |
| 担架 | | 3 | |
| テント | 3間×2間 | 4 | |
| テント | 4間×3間 | 1 | |
| ウォーターバルーン | 10トン用 | 1 | |
| ウォーターバルーン | 1トン用 | 7 | |
| 臨時給水栓 | | 7 | |
| ポリタンク | 18リットル | 79 | |
| ポリタンク | 10リットル | 14 | |
| ポリタンク | 3リットル | 3 | |
| 土のう袋 | | 6,826 | |
| A型バリケード | 災害対策本部名入 市11庫3243 | 43 | |
| ロープ | 太12mm、長200m | 10 | |
| トラロープ | 50m | 4 | |
| 長靴(腰下) | 27cm | 1 | |
| 長靴(腰下) | 26cm | 2 | |
| 長靴(腰下) | 25.5cm | 3 | |
| 雨カッパ | 青色 | 61 | |
| 雨カッパ | 黄色 | 6 | |
| 木くい | 1m | 30 | |
| トビ | | 3 | |
| 身障者用仮設トイレ | | 1 | |

消防本部防災資機材倉庫

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|---------------|-------------------|--------|-----|
| 懐中電灯 | 強カライト | 2 | |
| 懐中電灯 | FF-154 | 5 | |
| 懐中電灯 | K-130 | 1 | |
| 懐中電灯 | H164P | 2 | |
| トランジスターメガホン | | 1 | |
| トランジスターメガホン | サイレン付 | 1 | |
| メガホン | | 17 | |
| 仮設トイレ(ベンクイック) | ベンクイック | 12 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 3,800 | |
| 災害用毛布 | 真空パック | 1,000 | |
| 救急箱 | アルミ製、50人用 | 1 | |
| 救急箱 | プラスチック製、20人用 | 2 | |
| サバイバルフーズ | クラッカー(一部野菜シチューあり) | 40,800 | 食 |
| 災害弱者用食料 | おかゆ | 2,040 | 食 |
| 乳児用食料 | 粉ミルク | 1,248 | 食 |
| 給水タンク | 800L | 1 | |
| 雨カッパ | 青色 | 30 | |
| 折りたたみ式リアカー | アルミ製 | 6 | 仮保管 |
| 間仕切りユニット | | 150 | 仮保管 |

分団車庫併設防災資機材倉庫(中央・綾北・寺尾・早園・綾西・綾南)

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|--------|--------------|-----|----|
| バリケード | A型 | 20 | |
| 両口つるはし | | 2 | |
| 角スコップ | | 10 | |
| 丸スコップ | | 10 | |
| かけや | 150φかし | 3 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 3 | |
| 金てこ | 32mm×1,800mm | 2 | |
| 燃料タンク | 10L | 1 | |
| 土のう袋 | | 500 | |
| 担架 | | 3 | |
| メガホン | | 5 | |
| 救急箱 | 50人用 | 1 | |
| 救急箱 | 20人用 | 1 | |
| 発電機 | ホンダ EB1500X | 1 | |
| 投光器 | K-500 | 1 | |
| コードリール | GT-30 | 1 | |
| 三脚 | K2 | 1 | |
| 給水タンク | LL-300 | 1 | |
| テント | 3間×2間 | 1 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 200 | |

1倉庫あたりの数量

資料編

5 救援に関する資料

4 防災倉庫備蓄品

1箇所あたりの数

市公共施設防災資機材倉庫

(コミュニティ倉庫を除く公共施設避難所・寺尾公園・市民スポーツセンター)

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----------|-------------|-----|----|
| 担架 | | 5 | |
| メガホン | | 5 | |
| 乾電池 | 単2 メガホン用 | 40 | |
| スコッチコーン | | 20 | |
| 救急箱 | 50人用 | 2 | |
| チェーンソー | | 2 | |
| テント | 3間×2間 | 3 | |
| 給水タンク | 300L | 2 | |
| コードリール | 30m | 7 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 500 | |
| 燃料タンク | 10L | 5 | |
| 災害用毛布 | 真空パック | 200 | |
| 懐中電灯 | 強力ライト | 10 | |
| 乾電池 | 単1 懐中電灯用 | 40 | |
| 土のう袋 | | 800 | |
| 両口つるはし | | 10 | |
| 丸スコップ | | 10 | |
| 角スコップ | | 10 | |
| かけや | 木製丸型 | 10 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 5 | |
| のこぎり | 33cm | 5 | |
| ロープ | 太12mm、長200m | 2 | |
| 万能シート | 3間×4間 | 100 | |
| 身障者用仮設トイレ | | 2 | |

身障者用仮設トイレは、収納スペースの関係で1基のみ配置。残り1基は消防倉庫。

自治会コミュニティ助成防災資機材倉庫

(寺尾南自治会館・早園地区センター・大上保育園・綾瀬地区センター・小園児童館・ながつ児童館)

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----------|-------------|-----|----|
| 担架 | | 5 | |
| メガホン | | 5 | |
| 乾電池 | 単2 メガホン用 | 40 | |
| スコッチコーン | | 20 | |
| 救急箱 | 50人用 | 2 | |
| チェーンソー | | 2 | |
| テント | 3間×2間 | 3 | |
| 給水タンク | 300L | 2 | |
| コードリール | 30m | 7 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 500 | |
| 燃料タンク | 10L | 5 | |
| 災害用毛布 | 真空パック | 200 | |
| 懐中電灯 | 強力ライト | 10 | |
| 乾電池 | 単1 懐中電灯用 | 40 | |
| 土のう袋 | | 800 | |
| 両口つるはし | | 10 | |
| 丸スコップ | | 10 | |
| 角スコップ | | 10 | |
| かけや | 木製丸型 | 10 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 5 | |
| のこぎり | | 5 | |
| ロープ | 太12mm、長200m | 2 | |
| 万能シート | 3間×4間 | 100 | |
| 身障者用仮設トイレ | | 1 | |

小学校防災備蓄室(10校)

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----------|--------------|-------|----|
| 担架 | | 5 | |
| メガホン | | 5 | |
| 乾電池 | 単2 メガホン用 | 40 | |
| 救急箱 | 50人用 | 2 | |
| チェーンソー | | 2 | |
| テント | 3間×2間 | 3 | |
| 給水タンク | 300L | 2 | |
| コードリール | 30m | 7 | |
| 仮設トイレ | | 1 | |
| 身障者用仮設トイレ | | 1 | |
| 災害用毛布 | 真空パック | 200 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 500 | |
| 燃料タンク | 10L | 5 | |
| 懐中電灯 | 強力ライト | 20 | |
| 乾電池 | 単1 懐中電灯用 | 80 | |
| 土のう袋 | | 1,600 | |
| 両口つるはし | | 20 | |
| 丸スコップ | | 30 | |
| 角スコップ | | 30 | |
| かけや | 木製丸型 | 10 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 10 | |
| 金てこ | 32mm×1,800mm | 5 | |
| ロープ | 太12mm、長200m | 2 | |
| ガスコンロ | | 5 | |
| スコッチコーン | | 40 | |
| 万能シート | 4間×6間 | 100 | |

エアートン設置校6箇所(綾瀬小・綾北小・天台小・早園小・綾西小・土棚小)

発電機・投光器設置校6箇所(綾瀬小・綾北小・天台小・早園小・綾西小・綾南小)

中学校防災備蓄室(5校)

| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|-----------|--------------|-----|----|
| 担架 | | 5 | |
| メガホン | | 5 | |
| 乾電池 | 単2 メガホン用 | 40 | |
| 救急箱 | 50人用 | 2 | |
| チェーンソー | | 2 | |
| テント | 3間×2間 | 3 | |
| 給水タンク | 300L | 2 | |
| コードリール | 30m | 7 | |
| 仮設トイレ | | 1 | |
| 身障者用仮設トイレ | | 1 | |
| のこぎり | | 6 | |
| 災害用毛布 | 真空パック | 400 | |
| 給水容器 | キュービージャグ10L | 500 | |
| 燃料タンク | 10L | 5 | |
| 懐中電灯 | 強力ライト | 10 | |
| 乾電池 | 単1 懐中電灯用 | 40 | |
| 土のう袋 | | 800 | |
| 両口つるはし | | 10 | |
| 丸スコップ | | 10 | |
| 角スコップ | | 10 | |
| かけや | 木製丸型 | 10 | |
| 大ハンマー | 4.5kg | 5 | |
| 金てこ | 32mm×1,800mm | 5 | |
| ロープ | 太12mm、長200m | 2 | |
| スコッチコーン | | 20 | |
| 万能シート | 4間×6間 | 100 | |

綾瀬中及び北の台中は、各々災害用毛布(真空パック)200枚

トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ設置6箇所(消防倉庫、北の台小、綾北小、寺尾小、早園小、綾南小)